

東村山市下水道使用料の改正案について

I 改定の背景

◆ 下水道事業特別会計の現状

① 減収傾向にある使用料収入

平成 26 年度は、平成 25 年度決算比 63,504 千円減の 1,893,265 千円と、平成 12 年 4 月の使用料改正以降では初の 18 億円台を記録

※改正初年度の平成 12 年度は 2,057,753 千円

② 増加を続ける一般財源からの繰入金

使用料収入の減少と事業費の増大により繰入金が増加

平成 26 年度決算値 1,289,408 千円

平成 30 年度見込値 1,372,092 千円(82,684 千円の増)

③ 総合地震対策事業を新たに実施

重要な下水道施設から順に耐震化を実施

平成 28 年度から 30 年度の 3 か年の事業費

事業費 186,785 千円 (うち一般財源 159,612 千円)



歳入の増加が見込めず、経営悪化が懸念される
一般財源からの支出が増加している

◆ 対応策

① 歳出－維持管理費の削減

平成 19 年度以降、職員定数 4 減に加え、秋津污水中継ポンプ場を廃止するなどしており、これ以上の維持管理費の削減は不可

② 歳出－事業費の削減

総合地震対策事業や都市計画道路整備事業進捗に合わせた公共下水道整備事業の実施は、「東村山市第 4 次総合計画」の基本目標「みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち」実現に不可欠であり、事業費の削減は不可

③ 歳入－繰入金の増額

第 4 次行財政改革大綱第 2 次実行プログラム目標値超過のため不可
目標値 26.5%(平成 24 年度決算値 31.5%から 5 ポイントの削減)

平成 26 年度決算値 31.0%

平成 27 年度見込値 28.2%

④ 下水道使用料の改正

下水道事業特別会計の現状、下水道経営を安定的に維持・運営していくためにも、下水道使用料改正を行い 1 億円程度の増収を図らざるを得ない。

II 下水道使用料の改正案

【改正案1】

◆ 現行の 10 m³までの基本使用量を 8 m³へ変更

・他市に比して高い累進率の是正が可能

・ボリュームゾーンから増収を得られるため、安定した収入が確保できる

【改正案2】

◆ 各ダンに等しく 6%の改正率を乗じる

・他市に比して高い累進率がさらに拡大

・大口使用者に係る使用料が 26 市中 1 位となる(Ex.1,000 m³、2,000 m³)